

—法人市民税確定申告書分の納付書等の送付取りやめの Q&A—

Q1：どうして送付を取りやめるのですか。

A1：環境負荷の軽減、行政コスト抑制等の観点、昨今の eLTAX の普及に伴い、取りやめます。

Q2：何月決算法人の確定申告分から取りやめるのですか。

A2：令和 7 年(2025 年)12 月決算法人の確定申告書から取りやめます。

Q3：横浜市独自の取扱いですか。

A3：取りやめ対象及び時期は異なりますが、国や一部の自治体で同じような取扱いを行っています。

Q4：どのような場合に、取りやめの対象となりますか。

A4：直近で行った法人市民税の納付方法が、電子であれば取りやめの対象となります。

【例 1】

令和 7 年 11 月 30 日：令和 8 年 3 月期予定申告を紙の納付書で納付

令和 8 年 3 月 13 日：令和 7 年 3 月期修正申告を電子納付

→令和 8 年 3 月期確定申告は、納付書等送付対象外

【例 2】

令和 7 年 11 月 30 日：令和 8 年 3 月期予定申告を電子納付

令和 8 年 3 月 13 日：令和 7 年 3 月期修正申告を紙の納付書で納付

→令和 8 年 3 月期確定申告は、納付書等送付対象

Q5：電子納付とは何ですか。

A5：以下のページをご確認ください。

【横浜市：地方税共通納税システム】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/nouzei-soudan/nouzei-houhou/houjin-noufu/eltaxkyoutuunouzei.html>

Q6：電子で納付したか、確認したいのですが

A6：電子で納付している場合、eLTAXの「納税メニュー」から納付情報が確認可能です。操作方法は、以下のページからPCdeskマニュアルをご確認をお願いします。操作に関する不明点等は、eLTAXヘルプデスク(0570-081459)まで問い合わせください。

【eLTAX：マニュアルコーナー】

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/>

Q7：プレ申告データも送られてこないのですか。

A7：プレ申告データについては、従前と変わらず送付します。eLTAXのメッセージボックスよりご確認が可能です。

Q8：予定申告分も送られてこないのですか。

A8：予定申告分については、納付方法にかかわらず、従前と変わらず送付します。

Q9：紙の納付書が欲しいのですが。

A9：HPよりダウンロードしてご利用ください。

【横浜市：申請書等様式・手引き（法人市民税に関するもの）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/jigyosya/tebiki/houjin-dl.html>